

公 告 第 49 号

平成28年10月28日

栗国村長 新城 静喜



一般競争入札の実施について

栗国村が発注する「アニー学力アップ支援事業業務委託」について、一般競争入札(以下「入札」という。)に付するにあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び栗国村財務規則(昭和47年規則第11号)第72条に基づき、次のとおり公告します。

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : アニー学力アップ支援事業業務委託
- (2) 履 行 場 所 : 栗国村内
- (3) 履 行 内 容 : 別紙「アニー学力アップ支援事業業務委託仕様書」
- (4) 履 行 期 間 : 契約締結日から平成29年3月25日まで

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たす者を、入札参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にあるものでないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないもの
- (5) 一般競争入札参加資格申請書等の提出期限日から落札決定日までの期間に国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 沖縄県内に本店を有すること。
- (7) 国または地方公共団体発注の事業において、元請けとして過去10年間以内に完了した学力向上支援を含む本業務と類似の事業実績を有すること。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、本業務に係る一般競争確認申請書その他関係書類(以下「確認書類」という。)を(2)~(4)に定めるところにより提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められるもの者は、入札に参加することができない。

(2) 確認資料の提出期限

公告の日から平成 28 年 11 月 7 日(月)の(土曜日・日曜日を除く)午前 9 時から午後 5 時までとする(正午から午後 1 時までを除く)。

(3) 確認資料の提出場所

栗国村教育委員会 教育総務課

(4) 確認資料の提出方法

郵送及び持参提出をするものとする。

(5) 提出期限後、提出した確認資料の差替え又は訂正等は認めない。

4 確認資料について以下に示す。提出部数は 1 部とし、公共機関から発行される証明等は 3 か月以内に取得したものとする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式 1)

(2) 企業概要説明書(様式 2)

(3) 契約実績一覧表(様式 3)

(4) 本業務に係る実施体制(任意様式 A4 サイズ)

(5) 履歴事項全部証明書(複写可)

(6) 印鑑証明書(複写可)

(7) 決算書(直近 2 年分)(複写可)

5 最低制限価格有・無

無

6 入札執行の場所及び日時

(1) 日時 平成 28 年 11 月 10 日(木) 13 時

(2) 場所 栗国村中央公民館 2 階会議室

7 入札保証金に関する事項

一般競争入札に参加しようとするものは、その者の見積りに係る入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札(契約)保証金納付書により納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することができる

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項に規定する資格を有する者で過去 2 か年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上

にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であって、その者が落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 入札保証金は、入札終了後入札(契約)保証金還付請求書を受けて還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。この場合、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (4) 落札者が正当な理由がなく村長の指定する期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は本村に帰属する。

8 担当

- (1) 栗国村教育委員会 教育総務課
- (2) 〒901-3702 沖縄県島尻郡栗国村字東 580 番地
- (3) 担当者 高良
- (4) 連絡先 TEL098-988-2449 FAX098-988-2351

9 その他

- (1) 入札の無効 次の各号に該当する入札は、無効とする。
 - ・入札参加資格がない者のした入札又は、栗国村契約規則第78条1項の規定による確認を受けていない代理人が入札した入札
 - ・指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
 - ・入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者が入札した入札
 - ・入札者又は代理人の記名押印がない入札
 - ・同一入札について入札者又は代理人が2以上の入札をしたとき、その全部の入札
 - ・同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札
 - ・入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - ・入札書の表記金額を訂正した入札
 - ・入札に関し不正な行為を行った者がした入札
 - ・その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) その他詳細は、入札説明書による。

アニー学力アップ支援事業業務委託入札説明書

(内訳)

○入札説明書

○別添資料

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書関連帳票 (様式1~3)
- (2) 仕様書
- (3) 質問書
- (4) 委任状
- (5) 入札書
- (6) 入札 (契約) 保証金納付書
- (7) 入札保証金免除申請書
- (8) 入札辞退届

※ (8) については5そのを参照

1 競争入札に付する事項

(1) 契約方法

一般競争入札とする。

(2) 契約期間

契約締結の日から平成29年3月25日まで

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 納入場所

別添仕様書のとおり

(5) 入札日時、場所

公告のとおり

(6) 入札保証金

公告のとおり

(7) 入札について

ア 入札をしようとする者は、仕様書または現場を確認の上、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、その納付済証を入札書に添付しなければならない。

イ 前項の入札は、指定場所に出席して指定時間内に行わなければならない。

ウ 代理人により入札しようとする者は、その権限を証する書面を提出し、確認を受けなければならない。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札金額

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税込）の108分の100に相当する金額（消費税抜きの額）を入札書に記入して下さい。

(9) 落札金額

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とします。

2 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 但し、再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づき随意契約ができるものとする。

3 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

4 契約保証金

村と契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を入札（契約）保証金納付書により納めなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 委託契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 村長の認める保証人を立てたとき。
- (7) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、本村に帰属する。契約者の責めに帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、同様とする。

5 その他

(1) 業務費内訳書の提出

ア 第1回の入札に際しては、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を提出すること。業務内訳書を提出しない場合にあつては、入札に参加することができないこととする。

イ 業務内訳書の様式は任意とする。記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(2) 入札辞退 本事業に関する入札を辞退するものは、平成28年11月4日（金）午後5時までに、入札辞退届を栗国村教育委員会まで提出しなければならない。郵送の場合も同様に上記期日までに必着とする。

(3) 本事業に関する質疑

ア 質問書を用いてFAXで行うものとする

イ 質問書の提出期限 平成28年11月4日（金）午後5時までとする。

ウ 提出先 栗国村教育委員会

エ 質疑に対する回答は、FAXで行う。